

東京都下水道局アドバイザーボード設置要綱

〔平成 17 年 2 月 24 日〕
16 下 総 理 第 237 号
局長名

改正 平成 19 年 11 月 8 日
平成 26 年 4 月 1 日
平成 29 年 5 月 16 日
平成 31 年 3 月 8 日
令和 7 年 3 月 18 日

(目 的)

第 1 条 下水道局の事業運営について、広い識見と経験を有する方々から、様々な視点により意見・助言をいただき事業に反映するため、「東京都下水道局アドバイザーボード」（以下「アドバイザーボード」という。）を設置する。

(委 嘱)

第 2 条 アドバイザーボードの委員は、下水道局長が委嘱する。

(座 長)

第 3 条 アドバイザーボードに、委員互選による座長を置く。

- 2 座長は、アドバイザーボードを招集し、会議を主宰する。
- 3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(任 期)

第 4 条 委員の任期は 2 年以内とする。再任する場合は、連続する在任期間は 8 年（任期が 2 年未満の場合は 4 期）を超えないものとする。

- 2 座長の職にある委員を再任した場合、その委員が座長の職を継続する。ただし、委員の互選による交代を妨げるものではない。

(分 科 会)

第 5 条 アドバイザーボードに、必要な事項を検討するため、分科会を設置することができる。

- 2 分科会は、アドバイザーボードの委員のうちから座長が指名する委員をもって構成する。
- 3 分科会に、座長の指名による分科会長を置く。
- 4 分科会長は、分科会を招集し、会議を主宰する。

(委員以外の出席)

第 6 条 座長は、必要があると認める場合には、アドバイザーボードの会議（分科会を含む。以下同じ。）に委員以外の者を出席させることができる。

(会議等の公開)

第 7 条 会議並びに会議録及び会議に係る資料（以下「会議等」という。）は、原則として公開とする。ただし、座長は公開することにより、公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすお

それがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議等の全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶 務)

第8条 アドバイザリーボードの庶務は、総務部理財課において処理する。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザリーボードの運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則 (平成19年11月8日)

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日)

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則 (平成29年5月16日)

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則 (平成31年3月8日)

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則 (令和7年3月18日)

この要綱は、決定の日から施行する。